製造所等において行われる変更工事の取扱基準

第１　製造所等において行われる変更工事

１　製造所等において行われる変更工事の種類

(1) 変更の許可を要する変更工事

変更の許可を要する変更工事とは、製造所等において変更工事が行われる結果、法第１０条第４項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）の内容に関係が生じる変更工事のことをいう。具体例は、危険物申請等事務手続基準「第７製造所等の申請区分」を参照とする。

(2) 軽微な変更工事

軽微な変更工事とは、製造所等にて変更工事が行われる結果、技術上の基準の内容と関係が生じない変更工事又は保安上の問題を生じさせない※変更工事のことをいう。

※変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

① 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

② 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

③ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

④ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

２　資料等により確認を要する変更工事

(1) 資料等により確認を要する変更工事

「変更の許可を要する変更工事」又は「軽微な変更工事」のいずれに該当するかが事前に明白でないために、工事の内容を資料等により事前に確認する必要のある変更工事のことをいう。

(2) 具体的運用

製造所等を構成する機器は相互に密接に関連しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべて事前に明白であるわけではない。また、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することとすることは、いたずらに申請者に負担をか

けるだけで、事務の効率的な運用の観点からも適当ではないが、保安上の問題が生じるかどうかも、すべて事前に明白であるわけではない。

したがって、「変更の許可を要する変更工事」又は「軽微な変更工事」のいずれに該当するかが明らかでない工事については、「資料等により確認を要する変更工事」として事前に工事の内容を資料等により確認するものである。（図１参照）

なお、この場合において資料等による確認を実施する範囲は、工事の内容を前述の観点から判断する上で必要な最小限のものとするよう配慮されたい。

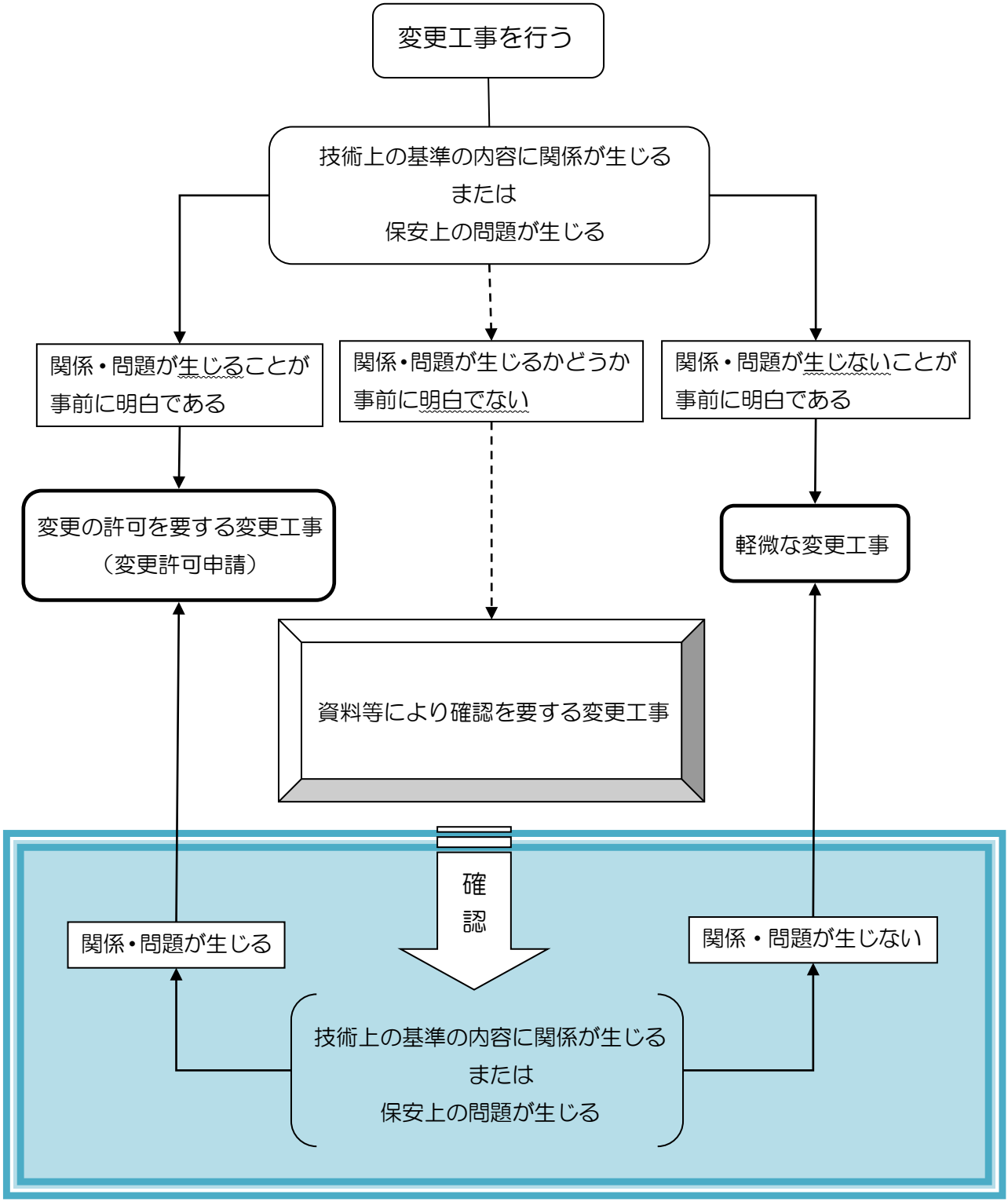

注意：　内は、消防が行う事項でそれ以外は事業所が行う事項。

図１　製造所等において行われる変更工事の手続きに係るフローチャート

3　判断

「変更の許可を要する変更工事」、「資料等で確認を要する変更工事」及び「軽微な変更工事」に関する具体的な判断の例示については別表１のとおりであるが、変更工事の内容はさまざまであることから、形式的に一律に判断するのではなく、図１に定める「製造所等において行われる変更工事の手続きに係るフローチャート」に沿って判断することを原則とする。

なお、別表１に掲げられていない工事であっても、変更の内容がこれらの例の何れかと同等であると認められるものについては、第１　１ 及び２を参考に、同じ取扱いをして差し支えないものである。

第２　軽微な変更工事において溶接溶断等の火花を発する器具を使用する場合及び著しく災害発生のおそれのある作業を行おうとする場合

軽微な変更工事において、溶接溶断等の火花を発する器具を使用する場合及び著しく災害発生のおそれのある作業を行おうとする場合は、それらに係る資料の提出を求めることができる。ただし、法第１１条第１項（変更許可申請）及び同条第５項ただし書き（仮使用承認）の規定による申請及び（資料等により確認を要する変更工事）において求めた図面等から、その内容が確認できる場合は、申請者に同様の資料を重複して求めてはならない。

(1) 溶接溶断等の火花を発する器具とは、使用に際して火花を発する器具のうち発熱部が外部に露出している器具のことをいう。よって、ハンマー・グラインダーは使用に際して火花を発する場合があるが、発熱部が外部に露出していないため「溶接溶断等の火花を発する器具」には該当しないものである。

(2) また、著しく災害発生のおそれのある作業とは、製造所等において危険物の貯蔵又は取扱いが通常の状態では行われない作業のことをいう。

(例)

・定期修理に伴う製造所等の停止又は再開する作業

・災害の発生のおそれのある場所（災害の発生のおそれのある場所とは可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある場所をいう。）で、応急措置としての工事又は検査等を行う作業がある。

(3) 軽微な変更工事において溶接溶断等の火花を発する器具を使用する場合及び著しく災害発生のおそれのある作業を行おうとする場合の手続きに係るフローチャートは図２のとおりである。

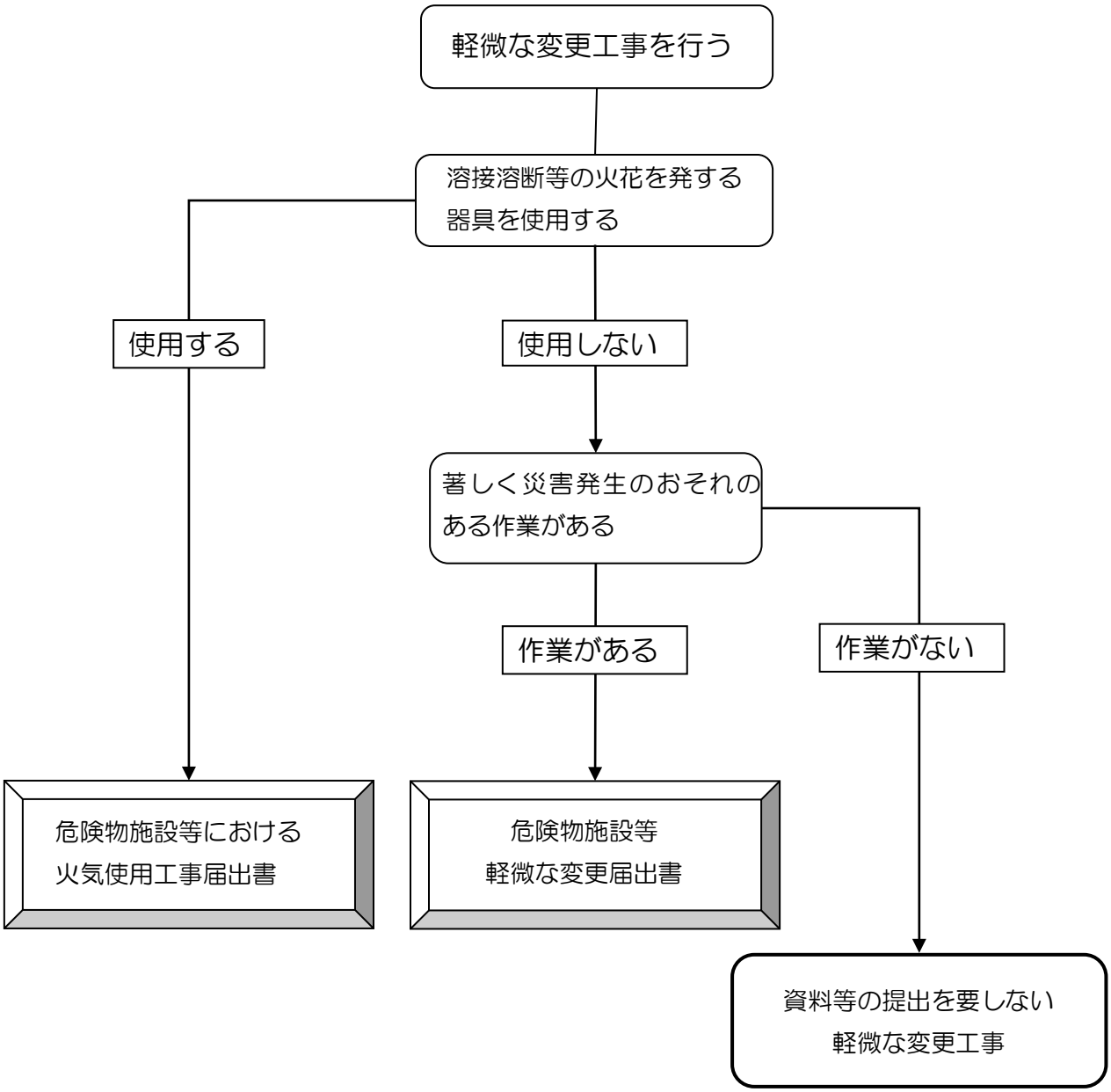

図２　火花を発する器具を使用する場合等の手続きに係るフローチャート

第３　その他

(1) 完成検査前検査の範囲

液体危険物タンク本体の変更工事に係る完成検査前検査範囲は、別表２（特定タンク）及び別表２－２（特定タンク以外）による。

(2) 軽微な変更工事の注意点

軽微な変更工事を実施する場合は、火災予防上必要な措置を講じなければならない。また、許可施設毎に実施日及び内容等を記録しておくものとする。

(3) 軽微な変更工事部分の完成検査の省略

一の変更許可の申請において、変更の許可を要する変更工事と軽微な変更工事（許可申請時に資料等により確認を要する変更工事の内容が確認された結果、軽微な変更工事となった場合を含む。）が同時に行われる場合には、軽微な変更工事に係る部分については、完成検査を要しない。

別表の説明

１　変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」、及び「改造」に区分する。

２　用語の定義

(1) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(2) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

なお、液体危険物タンク本体の補修については次による。

①　重ね補修

母材表面に当板を行い当該当板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク付属物取付用当板を除く。）をいう。

②　肉盛り補修

母材及び部材の表面に金属を溶接する補修をいう。

③　溶接部補修

溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合は除く。）をいう。

(3) 撤去

製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

(4) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

(5) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。

(6) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

3　別表中の記号

別表１関係

記　号	記　　号　　の　　意　　味
◎	変更の許可を要する変更工事（第１　１ (1)に該当するもの）
○	資料等により確認を要する変更工事(第１　２ (1)に該当するもの)
×	軽微な変更工事（第１　１ (2)に該当するもの）
－	通常想定されない変更工事又は該当しないもの

別表２及び別表２－２関係

記　号	記　　号　　の　　意　　味
◎	変更の許可を要する変更工事
○	許可、確認を要する変更工事の別の欄にあっては、資料等により確認を要する変更工事に該当するもの。その他の欄にあってはその対象となるもの。
★	タンク本体に係る変更工事
△	非破壊検査等を自主的に実施することが望ましいもの。
●	水張検査の代替が認められるもの。

別表1

製造所等
共通事項

◎:変更の許可を要する変更工事　○:資料等により確認を要する変更工事　×:軽微な変更工事
－:想定されないもの又は該当しないもの

項　目	内　　容		申請等の区分				備　　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
保安距離	代替措置の塀・隔壁等		◎	○	×	○	
	代替措置の消火設備等						消火設備の例によること。
保有空地	空地の増大		◎	－	－	－	倍数の変更に伴う保有空地の増大において、設置許可時に許可をした空地の幅を超えない場合は品名等変更届を提出すること。
	代替措置の塀・隔壁等		◎	○	×	○	
	代替措置の消火設備等						消火設備の例によること。
	植栽		○	×	×	×	
規制範囲	拡大・縮小		－	－	－	－	
標識・掲示板			○	×	×	－	自主的に増設したものは ×
建築物 (ポンプ専用室、ポンプ室を含む.)	壁(防火区画含む。)		◎	○	×	○	
	防火上重要でない間仕切壁		○	×	×	○	
	柱・はり		◎	○	×	－	
	屋根		◎	◎	×	－	1/2未満の取替又は10㎡未満の取替え ○
	床		◎	○	×	－	
	階段		◎	×	×	○	
	雨どい		×	×	×	×	
	内装材		○	×	×	×	
	窓・出入口	窓・窓枠・出入口	○	×	×	○	
		窓、出入口のｶﾞﾗｽ	－	×	×	－	
		防火設備(防火戸)	○	×	×	○	
		自動閉鎖装置	○	×	×	－	
工作物	架構		◎	○	×	○	再度の耐震設計が必要な取替え◎
	歩廊・はしご・階段		◎	×	×	○	点検のための架台等の増設、改造、移設 ○
ためます・側溝 ・排水溝・囲い等			○	○	×	－	

項　目	内　　容		申請等の区分				備　　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
地盤面	地盤面、ﾌﾞﾗﾝｹｯﾄ、舗装面(地下ﾀﾝｸの上部ｽﾗﾌﾞを除く。)		◎	○	×	―	
油分離装置			◎	○	×	―	
換気設備	自然換気(ギャラリ、ベンチレーター)		○	×	×	―	
	ダクト		○	×	×	―	
	引火防止網		×	×	×	―	
排出設備	排出機本体		◎	○	×	―	
	ダクト(防火ダンパー)		○	×	×	―	
	引火防止網		×	×	×	―	
安全装置	安全弁		◎	×	×	○	同等品以外との取替え○
	破壊板(ラプチャデスク等)		◎	×	×	○	同等品以外との取替え○
	・温度計 ・圧力計 ・流量計	現場指示型計装設備	○	×	×	×	
		調整等を行う制御装置 (駆動源、予備動力源等を含む。)	○	○	×	―	
	緊急遮断(放出)装置(安全弁等除く。)反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源、予備動力源、不燃性ガス封入装置等を含む。)		◎	○	×	―	
電気設備	電動機		○	×	×	×	
	照明機器		○	×	×	×	
	配線類・配電盤・分電盤・スイッチ等器具		○	×	×	×	
	上記以外のもの		○	×	×	○	
静電気除去装置	接地方式		○	×	×	○	
	接地方式以外		◎	○	×	○	
電気防食設備			◎	×	×	○	
避雷設備	受雷部(突針、水平導体、メッシュ導体)		◎	×	×	―	
	受雷部以外		○	×	×	―	
可燃性ガス回収装置			◎	○	×	○	

項　目	内　　容		申請等の区分				備　　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
配管類（移送取扱所を除く）	地上配管		◎	○	×	○	・管径、板厚、材質（別記12「配管の材料・塗覆装及び運用」に記載が無い特殊な材質に限る）、経路の変更がある場合の取替え◎ ・フランジ部での取替え　×
	配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管		○	×	×	×	フランジ部での増設等　×
	地下埋設配管（防油提等の貫通部を含む）		◎	◎	○	○	埋設から地上化○、ただし、大規模なものは◎
	弁等		○	×	×	○	
	ストレーナー・フレキ類（評定品）		○	×	―	―	評定品以外の取替え ○
	配管の加熱・冷却装置（蒸気・温水等を用いたものに限る。）		◎	×	×	○	
	配管の加熱・冷却装置（蒸気・温水等を用いたものを除く。）		◎	○	×	○	
	架台・支柱		○	○	×	×	
	架台・支柱の耐火措置		○	×	×	―	
	保温材		○	×	×	×	
	防食措置	地上配管の塗覆装	―	×	×	―	
		地下埋設配管の電気防食設備等	◎	×	×	○	
	配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ます		○	×	×	―	
	ベントノズル、ドレンノズル、ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞﾉｽﾞﾙ等		○	×	×	×	

◎：変更の許可を要する変更工事　○：資料等により確認を要する変更工事　×：軽微な変更工事
－：想定されないもの又は該当しないもの

製造所(一般)

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
飛散防止装置等	もれ防止装置	◎	×	×	○	・戻り配管は配管の例による。
	あふれ防止装置（ﾌﾛｰﾄｽｲｯﾁ・波返し・とい等）	◎	×	×	○	
	飛散防止装置(ブース・受け皿・囲い等)	◎	×	×	○	
加熱・乾燥装置	基礎・架台・支柱	○	○	×	－	
	本体	◎	○	×	○	
	ジャケット・コイル等	◎	○	×	○	
	バーナ等	◎	×	×	○	
	炉壁（炉材）	◎	×	×	－	
	保温（冷）材	○	×	×	○	
	異常燃焼防止装置等	◎	×	×	○	
	送風、集塵装置（電動機以外）	◎	×	×	○	
取扱いタンク	屋外貯蔵タンク					屋外タンク貯蔵所の例によること。
	屋内貯蔵タンク					屋内タンク貯蔵所の例によること。
	地下貯蔵タンク					地下タンク貯蔵所の例によること。
	内面コーティング	○	×	×	○	
ポンプ設備		◎	○	×	○	
反応設備類	基礎・架台・支柱	◎	○	×	○	耐火措置を含む
	本体	◎	◎	×	○	
	攪拌装置	◎	×	×	○	
	その他付属設備	○	×	×	×	
	覗き窓ガラス（サイトグラス）	◎	×	×	○	

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
塔槽類	基礎・架台・支柱	◎	○	×	○	耐火措置を含む。
	本体	◎	◎	×	○	
	攪拌装置	◎	×	×	○	
	内部装置（トレイ・充填物等）	○	○	×	○	
	その他付属設備	○	×	×	×	
	覗き窓ガラス（サイトグラス）	◎	×	×	○	
充填設備等	基礎・架台・支柱	◎	○	×	○	耐火措置を含む。
	本体	◎	○	×	○	
	攪拌装置	◎	×	×	○	
	ローデングアーム・アンローデングアーム	◎	○	×	○	
	計量装置	◎	×	×	×	
	その他付属設備	○	×	×	×	
塗装設備	塗装噴霧ノズル・ホース等	◎	×	×	×	
分析機器類	基礎・架台・支柱	○	×	×	×	
	本体	◎	×	×	×	
	その他付属設備	○	×	×	×	
輸送設備	ローラーコンベアーの基礎・架台・支柱	◎	×	×	○	耐火措置を含む。
	ローラーコンベアー等の本体（電動機を除く。）	◎	×	×	○	
	その他付属設備	○	×	×	×	
熱交換器等	基礎・架台・支柱	◎	○	×	○	耐火措置を含む。
	本体	◎	○	×	○	材質（特殊な材質に限る）変更を伴う取替え　◎
	チューブ	－	×	×	―	
	チューブバンドル	－	×	×	―	
	送風設備（電動機を除く。）、散水設備等	○	×	×	―	
	その他付属設備	○	×	×	×	

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
その他機器	危険物を取扱うその他機器類	◎	○	×	○	
	危険物を取扱わないその他機器類	○	×	×	×	
特例製造所等	アルキルアルミニウム等のバーンディッチ等	◎	◎	×	―	
	アルキルアルミニウム等の不活性気体封入設備等	◎	◎	×	―	

◎:変更の許可を要する変更工事　〇:資料等により確認を要する変更工事　×:軽微な変更工事
ー:想定されないもの又は該当しないもの

屋内貯蔵所

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
棚・架台等	小規模なもの	〇	×	×	×	
	ラック式以外	◎	×	×	×	
	ラック式棚	◎	〇	×	〇	
通風・冷房設備	本体	◎	〇	×	〇	
	付属設備類	〇	×	×	×	

◎:変更の許可を要する変更工事　〇:資料等により確認を要する変更工事　×:軽微な変更工事
ー:想定されないもの又は該当しないもの

屋内タンク

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
タンク専用室	しきい・堰	〇	×	×	ー	
タンク本体						屋外タンク貯蔵所の例による。
通気管・安全装置						
液量自動表示装置						
注入口						
ポンプ設備						

屋外タンク貯蔵所

◎:変更の許可を要する変更工事　○:資料等により確認を要する変更工事　×:軽微な変更工事
－:想定されないもの又は該当しないもの

項　目	内　　容		申請等の区分				備　　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
敷地内距離	距離の増大		◎	－	－	－	品名変更等で引火点の変更を伴う敷地内距離の増大において、設置許可時に許可をした空地の幅を超えない場合は品名等変更届を提出すること。
基礎等	犬走り・法面・コンクリートリング		◎	○	○	－	ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものと認められる補修　×
	アスファルトサンド等		◎	○	○		
	雨水侵入防止措置		×	×	×	－	
	タンク本体		－	◎	－	－	同規模以下に限る。
	アニュラ・底板・ 底部に係る溶接工事						別表2又は別表は2－2による。
	内面コーティング		○	○	×	○	
	ジェットノズル類		◎	○	×	×	・溶接工事を伴わない増設、改造、移設　○ ・フランジ部の取替え　×
	側板	側板に係る溶接工事					別表2又別表は2－2による。
		攪拌装置(電動機を除く。)	◎	×	×	○	・溶接工事を伴わない増設、改造、移設　○ ・フランジ部の取替え　×
		保温材	◎	×	×	○	・溶接工事を伴わない増設、改造、移設　○
	固定屋根	屋根に係る溶接工事					別表2又別表は2－2による。
		保温材	◎	×	×	○	溶接工事を伴わない増設、改造、移設　○
		公害対策設備(活性炭吸着等、凝縮設備等)	◎	○	×	○	
		ラフター、屋根支柱等	◎	○	○	－	
		屋根に係る溶接工事(ポンツーンを含む)					別表2又は別表は2－2による。
		ウェザーシールド	○	×	×	－	
		シール材	◎	○	×	－	
		ルーフドレン	◎	○	×	－	

項　目	内　　容		申請等の区分				備　　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
タンク本体	浮き屋根	ルーフドレンの緊急遮断弁（告示第4条の2の3に該当するタンク）	◎	×	×	―	アクチュエーターの取り付け　○
		緊急排水ドレン	◎	○	×	―	
		ガイドポール等	◎	○	○	―	
		ローリングラダー	◎	○	×	―	
		ルーフサポート類	◎	○	×	―	
		ルーフアース	○	×	×	―	
		フォームダム	◎	○	×	―	
		保温材	◎	×	×	○	溶接工事を伴わない増設、改造、移設　○
	浮き蓋	浮き蓋に係る溶接工事（一枚板構造及び二枚板構造の浮き蓋のポンツーンに限る）					別表2又は別表は2－2による。
		簡易フロート	◎	◎	○	○	
		オートマチックブリーダーベント	◎	○	×	―	
		ガイドポール等	◎	○	×	―	
		シール材	◎	○	×	―	
		静電気除去装置（アース等）	◎	×	×	―	
		特別通気口	◎	○	×	―	
		浮き蓋の点検口	◎	○	×	―	
		噴き上げ防止措置（ディフューザー等）	◎	○	×	―	
通気管			◎	○	×	―	溶接工事を伴わない取替　× 無弁通気管から大気弁付通気管（又は大気弁付通気管から無弁通気管）の変更　○
加熱装置	サクションヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものを除く。）		◎	○	×	○	
	サクションヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものに限る。）		◎	×	×	○	
階段・ハシゴ・手摺り等			◎	○	×	○	

項　目	内　　容		申請等の区分				備　　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
支柱	支柱		◎	◎	×	―	
	支柱の耐火措置		○	×	×	―	
防食	錆止め塗装		×	×	×	―	
	電気防食		◎	×	×	○	
既設ﾉｽﾞﾙを利用した液面計・温度計等			○	×	×	×	
注入口			○	×	×	○	
ポンプ設備	保有空地の代替措置の壁・隔壁等		◎	○	×	○	
	ポンプ本体		◎	○	×	○	
	ポンプ室以外に設けるポンプの地盤面、囲い、ためます等		○	○	×	○	
元弁			◎	×	×	○	
緊急遮断設備	弁		○	×	×	○	元弁を除く
	アクチュエーター等		○	×	×	○	
冷却散水設備			◎	○	×	―	
防油堤	防油堤・仕切堤		◎	―	○	―	ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものと認められる補修　×
	配管貫通部保護措置		◎	○	×	○	配管の撤去に伴う貫通部の埋め戻し又は点検のためのもの　○
	水抜管・弁（防油堤の技術上の基準に抵触しないもの）		○	×	×	○	水抜き弁を複数にするための増設　× 自主設置の水抜き弁の撤去　×
	開閉表示装置（1000kl以上の屋外タンク貯蔵所）		○	×	×	○	
	階段	防油堤と一体構造のもの	◎	○	×	―	
		防油堤と一体構造でないもの	○	×	×	○	
	点検歩廊	防油堤と一体構造のもの	◎	○	×	○	移設　○
		防油堤と一体構造でないもの	○	×	×	×	
	流出危険物自動検知警報装置		◎	×	×	―	自主設置のものの撤去　○

◎:変更の許可を要する変更工事　○:資料等により確認を要する変更工事　×:軽微な変更工事
－:想定されないもの又は該当しないもの

地下タンク貯蔵

項　目	内　容		申請等の区分				備　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
タンク室・タンク室以外	基礎・壁		◎	◎	－	－	
	上部スラブ		◎	◎	○	－	ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものと認められる補修　×
	乾燥砂等		－	○	－	－	
タンク本体			◎	◎	◎	◎	
外面保護	アスファルトルーフィング・ モルタル強化プラスチック等		◎	◎	○	－	
コーティング	腐食のおそれが特に高い	マンホール有	◎	○	○	×※	
		マンホール無	◎	－	－	－	
	腐食のおそれが高い	マンホール有	◎	○	○	× ※	
		マンホール無	◎	－	－	－	
	その他	マンホール有	○	○	○	× ※	
		マンホール無	◎	－	－	－	
電気防食			◎	○	×	×	
通気管・安全装置			◎	○	×	－	埋設部分での取替　◎、補修　○ 地上部分での溶接を伴わない取替え　× 無弁通気管から大気弁付通気管（又は大気弁付通気管から無弁通気管）の変更　○
液量自動表示装置			○	×	×	－	
高精度液面計			○	○	×	× ※	タンク上部スラブの改造を伴う工事で大規模なもの　◎
SIR　※2			○	○	×	× ※	
注入口							屋外タンク貯蔵所の例による。
ポンプ設備							
漏洩検知管	本体		○	×	×	－	
	キャップ		×	×	×	－	
漏洩検知設備	本体		◎	○	×	－	
	付属品		○	○	×	×	
マンホール			○	○	×	－	本体の溶接に係らないもの　×
ﾏﾝﾎｰﾙﾌﾟﾛﾃｸﾀｰ			○	○	×	－	

※　流出防止対策等の措置が必要な地下貯蔵タンクの場合の撤去は ○
※　別記第28第3　2　SIRに関する事項について（1）「用語の定義」参照のこと

◎：変更の許可を要する変更工事　○：資料等により確認を要する変更工事　×：軽微な変更工事
－：想定されないもの又は該当しないもの

移動タンク貯蔵

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
常置場所	常置場所	◎	－	×	－	同一敷地内での移設　○
	屋内の建築物	◎	○	×	○	
タンク本体	本体	◎	◎	○	－	
	間仕切り板	◎	◎	○	－	
	防波板	◎	○	×	－	
	マンホール及び注入口の蓋	○	×	×	－	
	マンホール	◎	◎	×	－	
シャーシ	本体	◎	◎	×	－	
	緊結装置	○	×	×	－	
	Uボルト	○	×	×	－	
可燃性蒸気回収設備	回収配管	○	×	×	－	回収配管を本体に直接取り付ける場合◎
	回収ホース	×	×	×	－	
防護枠・側面枠		◎	◎	○	－	
底弁・閉鎖装置	底弁	◎	◎	×	－	
	底弁の手動閉鎖装置又は自動閉鎖装置	○	○	×	－	
接地導線	導線	×	×	×	－	
注油ノズル		○	×	×	－	
注入ホース	ホース本体	○	×	×	－	
	結合金具	○	×	×	－	
	ホース収納箱	○	×	×	－	
表示板・標識類		○	×	×	－	移設以外は　×

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
保温・保冷装置等	温度計・圧力計	○	×	×	―	タンク本体に直接取り付ける場合◎
	保温・保冷装置	◎	○	×	○	
	保温・保冷材	○	○	×	○	
マンホール部の防熱又は防塵カバー		○	×	×	―	
後方確認装置	モニターテレビ	×	×	×	×	危険範囲内に設置しないこと。防護枠の改造を伴うもの　○
積載式	箱枠	◎	○	○	―	
	交換タンク	◎	―	◎	―	国際式コンテナの増設○、補修については内容によって　○
	緊結装置	○	×	×	―	

屋外貯蔵所

◎：変更の許可を要する変更工事　〇：資料等により確認を要する変更工事　×：軽微な変更工事
－：想定されないもの又は該当しないもの

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
地盤面等	地盤面	◎	〇	×	－	
	排水溝	〇	〇	×	－	
	油分離装置、固体分離槽	◎	〇	×	－	
棚・架台等	小規模なもの	×	×	×	×	
	ラック式以外	◎	×	×	×	
	ラック式棚	◎	〇	×	〇	
柵・側溝	周囲の柵等	〇	×	×	－	
	側溝	〇	〇	×	－	
散水設備		◎	〇	×	－	

簡易タンク

◎：変更の許可を要する変更工事　〇：資料等により確認を要する変更工事　×：軽微な変更工事
－：想定されないもの又は該当しないもの

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
タンク専用室	しきい・堰	〇	×	×	－	
架台、固定金具等		〇	×	×	－	
タンク本体		◎	◎	◎	〇	
通気管・安全装置		◎	〇	×	－	
給油・注油設備	ノズル・ホース	◎	×	×	－	
	ポンプ設備	◎	〇	×	－	

◎:変更の許可を要する変更工事　○:資料等により確認を要する変更工事　×:軽微な変更工事
ー:想定されないもの又は該当しないもの

給油取扱所

項　目	内　容		申請等の区分				備　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
給油・注油空地	地盤面		◎	○	×	ー	給油・注油空地以外の改造は○　地下貯蔵タンク上部スラブの改造は地下タンク貯蔵所の例によること。
排水溝			○	○	×	ー	
油分離装置			◎	○	×	ー	
専用タンク等	地下タンク						地下及び簡易タンク貯蔵所の例によること。
	廃油タンク						
	簡易タンク						
地下貯蔵タンク通気管	本体		◎	○	×	ー	地下部分の取替え ◎、補修　○ 無弁通気管から大気弁付通気管（又は大気弁付通気管から無弁通気管）の変更　○
	ガス回収設備		○	×	×	×	
液量自動表示装置			×	×	×	ー	
注入口							屋外タンク貯蔵所の例による。
固定給油設備・灯油固定注油設備	地上式	計量機（認定品※）	◎	○	×	ー	取替えはベーパーリカバリー型、ベーパーバリア型等への変更を含む。 取替えにより、付帯工事を伴うものについては、付帯工事の項目の例によること。
		計量機（認定品以外）	◎	○	×	ー	認定品から認定品以外の計量機への取替え　◎
		基礎	◎	×	×	ー	
		給油ノズル	○	×	×	ー	
		給油ホース	◎	×	×	ー	長くなるものに取替え　◎
		接地アース	○	×	×	ー	
		ホース機器(ホースリール部)	◎	○	×	ー	認定品に限る。
		ポンプ	◎	×	×	ー	
		給油量表示装置	○	×	×	ー	

項　目	内　　容		申請等の区分				備　　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
	懸垂式	給油ノズル	○	×	×	ー	
		給油ホース	◎	×	×	ー	長くなるものに取替え　◎
		接地アース	○	×	×	ー	
		緊急停止装置	○	○	×	ー	
出入口の敷居・犬走り・ｱｲﾗﾝﾄﾞ等			○	○	○	ー	ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものの補修　×
防火塀			◎	ー	○	◎	ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものの補修　×
床・ためます	床・ためます		○	○	×	ー	
付属設備	洗車機（固定式）		◎	○	×	○	
	蒸気洗浄機		◎	○	×	○	
	オートリフト（固定式）		◎	○	×	○	取替えは、機種、型式が変わる場合を含む。
	オイルチェンジャー		◎	○	×	○	
	ウォールタンク		◎	○	×	○	
	混合燃料油調合器		◎	○	×	○	
	マット洗機等		○	×	×	×	
	オイルキャビネット		○	×	×	×	
	自動車の点検等に使用する機器等		○	×	×	×	
その他の設備	冷暖房設備		○	×	×	×	
	広告・看板類、サインポール		○	×	×	×	
	ネオンサイン類		○	×	×	×	
	日除けテント類(キャノピーを除く。)		○	×	×	×	
	電気自動車の急速充電設備		○	○	×	×	
	その他設備		○	×	×	×	
給油設備の衝突防止設備			○	×	×	×	

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
屋内給油取扱所	専用タンクの液量自動表示装置	○	×	×	×	
	専用タンクの過剰注入防止設備	◎	○	×	×	
	漏洩極限化設備	◎	○	×	×	
	危険物収容設備	◎	○	×	×	
	可燃性蒸気検知警報設備	○	○	×	×	（上部に上階を有するもの）
	上階への延焼防止措置	◎	○	×	×	（上部に上階を有するもの）
セルフ給油取扱所	監視機器・放送機器	◎	×	×	×	
	分電盤・照明機器	◎	×	×	×	
タンクローリー用アースターミナル		×	×	×	×	
カードリーダー等の省電力機器		○	×	×	×	
花壇等		○	―	×	×	
計量器の修理又は計量検定のため一時的な撤去、取付及びこれらに伴う代替計量器の一時的な設置撤去等の一連の工事		○				

※危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたものをいう

◎:変更の許可を要する変更工事　〇:資料等により確認を要する変更工事　×:軽微な変更工事
ー:想定されないもの又は該当しないもの

販売取扱所

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
建築物(取扱所の部分)	壁	◎	◎	×	ー	
	柱・はり・天井	◎	〇	×	ー	
	屋根	◎	◎	×	ー	1/2未満の取替 〇
	床	◎	〇	×	ー	
配合室	床	◎	〇	×	ー	
	壁	◎	◎	×	ー	
	ためます	〇	〇	×	ー	
	出入口	〇	×	×	ー	認定品に限る。
	しきい	〇	×	×	ー	
	排出設備				ー	製造所の例による。
上階への延焼防止措置		◎	〇	×	ー	(第2種販売取扱所)
棚		〇	×	×	ー	

◎:変更の許可を要する変更工事　○:資料等により確認を要する変更工事　×:軽微な変更工事
ー:想定されないもの又は該当しないもの

移送取扱所

項　目	内　　容		申請等の区分				備　　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
配管	配管(ノズル出しを含む)		◎	◎※1	○※2	○	※1　以下の全てに該当する場合は「○」とする ※2　以下の全てに該当する場合は「×」とする ・道路、河川、海、桟橋又は第3者の敷地を通過する部分を除く ・危険物の取扱いに変更がないこと
	切替え弁・制御弁		◎	×	×	○	アクチュエーターの取り付け　○　　弁の撤去に伴う短配管の取付け　◎
	緊急遮断弁		◎	○	×	ー	
	ストレーナー		◎	×	×	○	
	漏えい拡散防止措置		◎	×	×	ー	
	架台・支柱		○	○	×	ー	
	ﾍﾞﾝﾄﾉｽﾞﾙ、ﾄﾞﾚﾝﾉｽﾞﾙ、ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞﾉｽﾞﾙ等		◎※3	×	×	×	溶接を伴うもの　○ ※3　以下の全てに該当する場合は「○」とする ・道路、河川、海、桟橋又は第3者の敷地を通過する部分を除く ・危険物の取扱いに変更がないこと
	配管又はその支持物の防護設備(防舷材等)		◎	×	×	ー	
	加熱・保温設備	蒸気を用いたもの	◎	×	×	○	
		蒸気を用いたもの以外	◎	○	×	○	
	配管絶縁物等		○	×	×	ー	
	電気防食装置(地下埋設、海底設置のもの)		◎	○	×	ー	
	アース・ボンド等		○	×	×	ー	
	配管応力検知装置		◎	○	×	ー	
	ローディングアーム等		◎	◎	×	○	付属設備の取替　○
	道路・河川横断のさや管等		○	○	×	ー	
	圧力計・流量計・温度計	現場指示型計装設備	○	×	×	○	ノズル出しを行うもの　◎
		調整等を行う制御装置(駆動源、予備動力源等を含む。)	◎	○	×	○	
	可燃性蒸気の排出設備		◎	○	×	ー	

項　目	内　　容		申請等の区分				備　　考
			増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
ずい道内設置	排水溝・ためます		○	○	×	―	
	油分離装置		◎	○	×	―	
	排水ポンプ		○	×	×	―	
	照明機器		○	×	×	―	
運転状態監視装置	圧力計、流量警報装置等		◎	○	×	―	
安全制御装置			◎	○	×	―	
圧力安全装置			◎	○	×	―	
漏えい検知装置等	検知装置		◎	○	×	―	
	検知口(地下埋設配管)		○	×	×	―	
危険物除去装置			◎	○	×	―	
感震装置等			◎	○	×	―	
通報設備	緊急通報設備		◎	○	×	―	
	消防機関への通報設備		◎	○	×	―	
警報設備			◎	○	×	―	
巡回監視車等	巡回監視車		◎	×	×	―	
	資機材倉庫		◎	○	×	―	
予備動力源	自家発電設備	本体	◎	○	×	―	
		原動機等	◎	○	×	―	
		サービスタンク	◎	○	○	―	タンク検査が必要なもの ◎
		付属設備	○	○	×	―	
	蓄電池設備	本体	◎	○	×	―	
		付属設備	○	○	×	―	
ポンプ設備	保安距離短縮の為の代替措置		◎	◎※4	○※5	○	※4　以下の全てに該当する場合は「○」とする ※5　以下の全てに該当する場合は「×」とする ・事業所内に設置されるものに限る ・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
	保有空地の代替措置の壁・隔壁等		◎	◎※4	○※5	○	
	漏洩、温度過昇、過大振動等の検知装置 (50KWを超えるポンプに限る)		◎	◎※4	○※5	―	
	安全装置		◎	◎※4	○※5	◎※4	

項　目	内　　容	申請等の区分				備　　考
		増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
	ポンプ 本体	◎	◎※4	○※5	○	
	地盤面・囲い・ためます・排水溝 （屋外のもの）	◎	○	×	－	
ピグ取扱い装置	ランチャー	◎	○	×	○	
	付属設備	◎	○	×	○	
移送基地の保安設備	さく・へい	◎	×	×	－	
構外流出防止措置等		◎	○	×	－	

別 表 2　　特定タンク

項目	工事内容					申請等の区分				非破壊検査等			備考
						許可、確認を要する変更工事の別	タンク本体の変更	完成検査前検査		漏れ	RT	MT	
								水張	溶接部			PT	
附属設備	附属設備に係る溶接工事（タンク附属物取付用当て板を含む。但し溶接部に係るものを除く。）			階段ステップ、配管サポート、点検架台サポート、アース等の設備の取付工事		○						△	
				ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修工事		○						△	
				屋根及び側板の気相部1)におけるノズル（通気管、計測装置を含む。以下同じ）、マンホール等に係る溶接部補修工事		○						△	
屋根（一枚板構造及び二枚板構造の浮き蓋を含む）	取替工事					◎				○			
	はめ板復旧工事（ノズル、マンホール等の取り外し、サンプリングカット等）					◎				○			
	重ね	1箇所当たりの補修量が0.09㎡以下であって合計3箇所以下			圧力タンク、FRタンク	◎				○			
					上記以外のタンク	○						△	
		上記以外のもの				◎				○			
	肉盛り補修工事				圧力タンク、FRタンク	◎				○			
					上記以外のタンク	○						△	
	溶接部	容量10000kl未満で全体の補修長さが3.0m以下				○				△			
		容量10000kl以上で全体の補修長さが5.0m以下				○				△			
		上記以外のもの				◎				○			
	ノズル,マンホール等の取付工事					◎				○			
	ポンツーンに係る工事			室及びラフター等の改造、取替え、はめ板復旧（ノズル、マンホール等の取り外し、サンプリングカット等）、重ね補修、溶接部補修等、コンプレッションリングに係る溶接部補修等		◎	★5)			○			
				ノズル、マンホール等の取り付け、肉盛り補修		◎				○			
側板	取替工事					◎	★	○	○		○		
	段の追加又は削除工事					◎	★	○	○		○		
	はめ板復旧工事（ノズル、マンホール等の取り外し、サンプリングカット等）				気相部	◎	★		○		○		
					接液部2)	◎	★	○	○		○		
	重ね	1箇所当たりの補修量が0.09㎡以下のもの			気相部	○						△	
					接液部	◎						○	
		上記以外のもの			気相部	◎				○			
					接液部	◎	★		○			○	
	肉盛り	接液部	溶接部の熱影響が軽微なもの3)	1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であって板（母材）1枚当たり3箇所以下のもの		○						△	
				上記以外のもの		◎						△	
			溶接部に熱影響を与えるもの			◎						○	
		気相部				○						△	
	溶接部	接液部	縦継手	補修長さの合計が概ね板1枚の短辺の長さ未満（3mm以上の補修深さのものを除く）		◎	★		○		○		
				上記以外のもの		◎	★	○	○		○		
			水平継手	補修長さの合計が概ね板1枚の長辺の長さ未満（3mm以上の補修深さのものを除く）		◎	★		○		○		
				上記以外のもの		◎	★	○	○		○		
		気相部				◎				○			
	ノズル,マンホール等の取付工事、溶接部補修工事					◎				○			
底板・アニュラ板	側板から600㎜の範囲	取替工事				◎	★	○	○			○	
		肉盛り	溶接部の熱影響が軽微なもの3)			◎						△	
			溶接部に熱影響を与えるもの			◎		●				△	
		溶接部	側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあっては底板、以下同じ。）との溶接継手の補修又は、アニュラ板相互の溶接継ぎ手の補修	次の条件の全てに該当する場合 ・割れによる欠陥の補修でないもの。 ・側板とアニュラ板との溶接継ぎ手の長さに対する溶接部補修長さの合計の割合が0．5%未満であるもの、または、溶接部補修長さの合計が0．5m未満のもの。 ・1箇所の溶接部補修長さが0．2mを超えないもの。		◎				溶接補修部の全線VT及びMT（又はPT）実施のこと			
				上記以外のもの		◎	★	○	○			○	
	側板から600㎜の範囲以外	取替	1枚程度			◎	★	●	○			○	
			上記以外のもの			◎	★	○	○			○	
		はめ板復旧工事				◎	★	●	○			○	
		重ね	補修基準4)の分類で○に該当する工事で1箇所当たり0.09㎡以下であって合計3箇所以下			○						△	
			張出部を除く底部の面積の1/2未満			◎	★		○			○	
			張出部を除く底部の面積の1/2以上			◎	★	○	○			○	
		肉盛り	溶接部の熱影響が軽微なもの	容量10000kl未満で1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であって合計0.06㎡以下		○						△	
				容量10000kl以上で1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であって合計0.09㎡以下		○						△	
				上記補修以外のもの		◎						○	
			溶接部の熱影響を与えるもの			◎						○	
		溶接部	容量10000kl未満で1箇所当たりの補修長さが0.3m以下であって全体の補修長さが3.0m以下			○						△	
			容量10000kl以上で1箇所当たりの補修長さが0.3m以下であって全体の補修長さが5.0m以下			○						△	
			上記以外のもの			◎	★	●	○			○	

注）　1）　気相部とは、接液部以外の部分をいう

2）　接液部とは、タンク容量（危政令第5条第2項のタンク容量）の危険物を貯蔵する場合に当該危険物に接する部分の側板をいう。

3）　接液部の熱影響が軽微なものとは、溶接継ぎ手から母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものをいう。

4）　補修基準とは、平成6年9月1日消防危第73号の別添1による。

5）　危告示第4条の21の3及び危告示第4条の23の3で定める特定屋外貯蔵タンクに限る。

別 表 2－2　　特定タンク以外

項目	工事内容				申請等の区分		非破壊検査等		備考
					許可、確認を要する変更工事の別	水張検査	漏れ	MT PT	
附属設備	附属設備に係る溶接工事（タンク附属物取付用当て板を含む。但し溶接部に係るものを除く。）			階段ステップ、配管サポート、点検架台サポート、アース等の設備の取付工事	○			△	
				ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修工事	○			△	
				屋根及び側板の気相部1)におけるノズル（通気管、計測装置を含む。以下同じ）、マンホール等に係る溶接部補修工事	○			△	
屋根（一枚板構造及び二枚板構造の浮き蓋を含む）	取替工事				◎		△		
	はめ板復旧工事（ノズル、マンホール等の取り外し、サンプリングカット等）				◎				
	重ね	1箇所当たりの補修量が0.09㎡以下であって合計3箇所以下		圧力タンク、FRタンク	◎			△	
				上記以外のタンク	○				
		上記以外のもの			◎		△		
	肉盛り補修工事			圧力タンク、FRタンク	◎			△	
				上記以外のタンク	○				
	溶接部	溶接部の補修長さの合計が1．0m以下			○		△		
		上記以外のもの			◎		△		
	ノズル,マンホール等の取付工事				◎		△		
	ボンツーンに係る工事（室及びラフター等の改造、取替え、はめ板復旧（ノズル、マンホール等の取り外し、サンプリングカット等）、重ね補修、溶接部補修、ノズル、マンホール等の取り付け、肉盛り補修）				◎		△		
側板	取替工事6)				◎	○			
	段の追加又は削除工事				◎	○			
	はめ板復旧工事（ノズル、マンホール等の取り外し、サンプリングカット等）			気相部	◎			△	
				接液部2)	◎	○			
	重ね	1箇所当たりの補修量が0.09㎡以下のもの		気相部	○			△	
				接液部	◎			△	
		上記以外のもの		気相部	◎			△	
				接液部	◎			△	
	肉盛り	接液部	溶接部の熱影響が軽微なもの3)	1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であって板（母材）1枚当たり3箇所以下のもの	○			△	
				上記以外のもの	◎			△	
			溶接部に熱影響を与えるもの		◎			△	
		気相部			○			△	
	溶接部	接液部	縦継手	補修長さの合計が概ね板1枚の短辺の長さ未満（3mm以上の補修深さのものを除く）	◎			△	
				上記以外のもの	◎	○			
			水平継手	補修長さの合計が概ね板1枚の長辺の長さ未満（3mm以上の補修深さのものを除く）	◎			△	
				上記以外のもの	◎	○			
		気相部			◎		△		
	ノズル,マンホール等の取付工事、取付け溶接部補修工事				◎		△		
底板・アニュラ板	側板から600㎜の範囲	取替工事			◎	○		△	
		重ね5)	補修基準4)の分類で○に該当する工事で1箇所当たり0.09㎡以下であって合計3箇所以下		○			△	
			張出部を除く底部の面積の1/2未満		◎			△	
			張出部を除く底部の面積の1/2以上		◎	○		△	
		肉盛り	溶接部の熱影響が軽微なもの		◎			△	
			溶接部に熱影響を与えるもの		◎	●		△	
		溶接部	側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあっては底板、以下同じ。）との溶接継手の補修又は、アニュラ板相互の溶接継ぎ手の補修	次の条件の全てに該当する場合 ・割れによる欠陥の補修でないもの ・溶接部補修長さの合計が0．4m未満のもの。 ・1箇所の溶接部補修長さが0．2mを超えないもの	◎		溶接補修部の全線VT及び MT（又はPT)実施のこと		
				上記以外のもの	◎	○		△	
	側板から600㎜の範囲以外	取替	1枚程度		◎	●		△	
			上記以外のもの		◎	○		△	
		はめ板復旧工事			◎	●		△	
		重ね	補修基準4)の分類で○に該当する工事で1箇所当たり0.09㎡以下であって合計3箇所以下		○			△	
			張出部を除く底部の面積の1/2未満		◎			△	
			張出部を除く底部の面積の1/2以上		◎	○		△	
		肉盛り	溶接部の熱影響が軽微なもの	1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であって合計0.03㎡以下	○			△	
				上記補修以外のもの	◎			△	
			溶接部の熱影響を与えるもの		◎			△	
		溶接部	1箇所当たりの補修長さが0.3m以下であって全体の補修長さが1.0m以下		○			△	
			上記以外のもの		◎	●		△	

注）1）気相部とは、接液部以外の部分をいう

2）接液部とは、タンク容量（危政令第5条第2項のタンク容量）の危険物を貯蔵する場合に当該危険物に接する部分の側板をいう。

3）接液部の熱影響が軽微なものとは、溶接継ぎ手から母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものをいう。

4）補修基準とは、平成6年9月1日消防危第73号の別添1による。

5）準特定屋外貯蔵タンク以外のタンクに限る。

6）準特定屋外タンク貯蔵所における、変更に際して設置時と同様の応力等の検討を要する変更（側板最下段の全周取替等）は、タンク本体の変更に該当する。（平成11年6月15日消防危第58号）

消火・警報・避難設備
（規則第32条から第38条の2）

◎：変更の許可を要する変更工事　○：資料等により確認を要する変更工事　×：軽微な変更工事
－：想定されないもの又は該当しないもの

項目		内容		許可又は確認を要する変更工事等				備考
				増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
共通事項	水源	水槽		◎	○	×	－	
		給水設備		○	×	×	－	
	呼水装置	呼水槽		○	×	×	－	
		給水設備		○	×	×	－	
		減水警報設備		○	×	×	－	フロートスイッチ等含む。
		付属設備		○	×	×	－	溢水用排水管等
	加圧送水設備	電動機		○	×	×	－	
		内燃機関	本体	○	×	×	－	
			燃料タンク	◎	○	○	－	タンク検査が必要なもの　◎
			その他附属設備	○	○	×	－	
		制御盤等		○	×	×	－	
		ポンプ	本体	◎	○	×	－	
			その他附属設備	○	×	×	－	
	起動装置等	起動装置		○	×	×	－	
		表示灯		×	×	×	－	
	配管類	配管		◎	○	×	○	埋設から地上化○、ただし、大規模なものは◎
		弁、ストレーナー、圧力計等		○	×	×	－	
	配線、スイッチ等			○	×	×	－	
	非常電源			◎	○	×	－	
	標識類			×	×	×	－	
屋内消火栓	消火栓	本体		◎	○	×	－	
		その他附属設備		○	×	×	－	
スプリンクラー	ヘッド			◎	×	×	－	
水蒸気・水噴霧消火設備	水噴霧ヘッド			◎	○	×	－	

項目		内容		許可又は確認を要する変更工事等				備考
				増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
泡消火設備	水源	水槽		◎	○	×	―	
		給水設備		○	×	×	―	
	呼水装置	呼水槽		○	×	×	―	
	泡消火栓	本体		◎	○	×	―	
		その他附属設備		○	×	×	―	
	薬剤貯蔵タンク等	本体		◎	○	×	―	
		基礎		○	×	×	―	
		消火薬剤		○	×	×	―	
	薬剤混合装置			◎	○	×	―	
	泡放出口	泡ヘッド		◎	×	×	―	
		泡チャンバー		◎	○	×	―	
		泡モニター		◎	○	×	―	
	連結送液口			◎	×	×	―	
	自動警報装置			○	×	×	―	
不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備	消火薬剤貯蔵容器			◎	○	×	○	
	粉末消火薬剤			○	×	×	―	
	不活性ガス消火設備	高圧式	容器弁、容器弁開放装置等	○	×	×	―	
		低圧式	安全装置、圧力警報装置、圧力計、液面計、自動冷凍機、放出弁等	○	×	×	―	
	ハロゲン化物消火設備	高圧式	容器弁、容器弁開放装置等	○	×	×	―	
		低圧式	安全装置、液面計、加圧ガス容器等（容器、ガス容器弁、容器弁開放装置、圧力調整器等）	○	×	×	―	
	起動用ガス容器等	容器、容器弁、容器弁開放装置、操作管等		○	×	×	―	
	選択弁			○	×	×	―	
	起動装置	手動式、自動式、遅延装置等		◎	○	×	―	
	警報装置	ベル、サイレン、自火報設備		○	×	×	―	

項目		内容		許可又は確認を要する変更工事等				備考
				増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
不活性ガス・ ハロゲン化物・ 粉末消火設備	制御装置			◎	○	×	ー	
	配管等	配管		◎	○	×	○	
		安全装置、破壊板 、バルブ類		○	×	×	ー	
	噴射ヘッド			◎	×	×	ー	
	放出表示灯			×	×	×	ー	
	付属設備	自動閉鎖装置	防火設備（防火戸）	◎	×	×	ー	
			ダンパー	◎	×	×	ー	
		弁類（リリーフ弁、不環弁、逆止弁、閉止弁等		○	×	×	ー	
		容器取付枠、容器押さえ		◎	×	×	×	
	移動式	本体		◎	○	×	ー	
		附属設備		○	×	×	ー	
	モニター式	本体		◎	○	×	ー	
		附属設備		○	×	×	ー	
消火器	大型消火器	消火薬剤		ー	×	×	ー	
		本体		○	×	×	ー	
		その他附属設備		ー	×	×	ー	
	小型消火器	消火薬剤		ー	×	×	ー	
		本体		○	×	×	ー	
警報設備	自動火災報知設備	受信機		◎	○	×	ー	
		感知器		◎	×	×	ー	
		音響装置	ベル	○	×	×	ー	
			サイレン	○	×	×	ー	
			放送設備 （増幅器、スピーカー）	○	×	×	ー	
		発信機		○	×	×	ー	
		中継機		○	×	×	ー	
		非常電源	非常電源専用受電設備	◎	○	×	ー	
			蓄電池設備	○	×	×	ー	

項目		内容		許可又は確認を要する変更工事等				備考
				増設 改造 移設	取替	補修	撤去	
警報設備		表示灯		×	×	×	ー	
	その他	非常ベル装置	発信機	○	×	×	ー	移設 ×
			配線	○	×	×	ー	移設 ×
			音響装置	○	×	×	ー	移設 ×
			非常電源	○	×	×	ー	移設 ×
		消防機関に報知ができる電話		×	×	×	ー	
		拡声装置		×	×	×	ー	
		警鐘		×	×	×	ー	
避難設備	誘導灯	本体		◎	×	×	ー	
	非常電源	非常電源専用受電設備(別置型)		◎	○	×	ー	
		蓄電池設備(内蔵型)		○	×	×	ー	